

2008年3月1日

元従業員各位

ウベボード株式会社

アスベスト（石綿）健康管理手帳申請について（ご案内）

この度、石綿健康管理手帳申請に係る規則の一部改正が行われました。

これにより、石綿に係る健康管理手帳の交付要件が下記のとおり緩和され、石綿を直接取り扱う業務に一定期間継続して従事されていた方が新たに交付対象となりました。

つきましては、ご質問並びに健康管理手帳の交付申請をご希望される方はお手数ではございますが、下記のお問い合わせ窓口までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 交付要件

《旧規則》

（1）両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

《追加規則》

（2）以下の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年を経過していること。）

①石綿等の製造作業（スレート製造作業）

②石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業

③石綿の吹付けの作業又は石綿が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業

（3）（2）の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。

2. 問い合わせ窓口

ウベボード株式会社 管理本部総務部人事課

以上